

研修受講サポートシステムの概要・利用の流れ・Q&A

1 研修受講サポートシステムについて

島根県福祉人材センターが実施する研修は、現在、一部の研修を除き、Googleフォームやファクシミリ、郵送により受講申込を受付けていますが、受講申込事務の簡素化等を目的に、現在、保育関係研修のみで導入している研修受講サポートシステム（以下、「本システム」という。）を、令和6年度から全研修で導入します。（ただし、認知症関係研修を除く。）

2 本システムの特徴

（1）オンラインによる研修申込

オンラインによる研修申込で、かつ、一度利用者登録されれば、次回からは登録情報をもとに簡単に研修申込ができます。事業所内職員をまとめて申込も可能です。

（2）研修受講履歴の確認

本システムにより受講された研修履歴をいつでも確認することができます。事業所内の複数職員の受講履歴閲覧も可能となります。

（3）研修に関する通知の受信

受講決定者への研修に関するお知らせ等を、登録されたアドレスへメールで送信しますので、通知が随時メールで受け取れます。

3 本システムの利用の流れ

本システムの利用の流れは、次のとおりです。

（1）事業所登録

人材センターのホームページから本システムを開き、別添「利用者登録のながれ」により事業所の登録を行ってください。登録の際に入力するメールアドレスとパスワードは、今後本システムにログインする際に必要となりますので、忘れないように必ずメモされる等をお願いします。

なお、利用者登録の際、本システムの個人情報の取扱いに関する同意を頂いた後、本システムの利用が可能となります。

※事業所に勤務しておられない方は、「個人として登録」をクリックして個人登録をしてください。

（2）事業所職員の登録

（1）で登録が完了したら、続けて事業所職員を登録してください。（1）で「個人として登録」を完了された方は、（2）は必要ありません。

(3) 研修の受講申込

別添「研修受講サポートシステム 申込みのながれ」により受講申込を行ってください。申込が完了すると、登録のメールアドレスに申込確認メールが届き、受講申込完了となります。

4 本システム Q&A

Q1：本システムでの申込は、誰が行うのか。

A：各事業所で登録します。勤務先がない方は、個人での登録ができます。

Q2：本システムでの登録ができない場合（インターネット環境が悪い、操作ができない等）、どうすればいいか。

A：島根県福祉人材センター研修係（0852-32-5975）までご連絡ください。

Q3：1法人に複数の事業所がある場合、事業所ごとに登録が必要か。

A：原則として、事業所ごとに登録が必要です。ただし、複数事業所の職員をまとめて受講申込及び受講履歴管理を行いたい場合、事業所名の登録欄を法人名と同じまたは法人本部等とし、職員登録の際に複数の事業所職員をまとめて登録すれば、複数事業所の職員をまとめて受講申込及び受講履歴管理ができます。

Q4：同じ事業所を複数登録することはできるか。

A：できません。1つの事業所につき、1つの登録をお願いします。なお、新規登録する際にすでに登録された中で法人名と事業所名が同じ事業所がある場合、本システム上でその旨の警告が出るため、重複して登録しないようにお願いします。

Q5：同じ個人を複数登録することはできるか。

A：できません。1個人につき、1つの登録をお願いします。新規登録する際にすでに登録された中で同姓同名かつ生年月日が同じ人物の登録がある場合、本システム上でその旨の警告が出るため、重複して登録しないようにお願いします。

Q6：これまでの申込では、過去の資格証明書等の提出が必要な場合があったが、本システムではどのように変わるのか。

A：資格証明書等をデータ化（PDF 等）し、そのデータを本システムでアップロードすれば申込できます。アップロードできない場合は、事務局までお知らせください。

Q7：研修受講履歴は、いつから本システムに反映されますか。

A：本システムに登録されて以降の受講履歴が本システムに反映されます。

Q8：パスワードがわからなくなり、ログインできなくなった。

A：ログイン画面の下にある「パスワードをお忘れの場合」をクリック後、登録されているメールアドレスを入力して送信してください。入力したメールアドレス宛に、新しいパスワードを登録するための URL が記載されたメールが届きますので、その URL から新しいパスワードを設定すると新しいパスワードでログインいただけます。

Q9：メールアドレスの確認コードが届きません。

A：メールアドレスを確認するための確認コードが届かない場合、以下の原因が考えられます。

①メールアドレスの入力に間違いがある

入力したメールアドレスに間違いがないかご確認ください。

②迷惑メールと判断されている

@fukushi-shimane.or.jp からのメールを受信できるよう設定をしてください。

ご利用のメール環境により、確認コードの通知メールが迷惑メールと判断されることがあります。メールが「迷惑メールフォルダ」や「削除フォルダ」に振り分けられていないかご確認ください。

③メールボックスがいっぱいになっている

ご利用のメール環境でメールの受信容量が制限を超えている場合、新たなメールが受信できません。不要なメールを削除したり、ごみ箱を空にするなどして、容量を空けてください。